

安政の大災害関係史料(五)

前田一郎(立命館大学講師)

一 文久元年・同二年の作躰

文久元年(万延二年二月十九日改元、一八六一)二月の三郡春廻では、砺波郡の城端・井波の絹は糸の買入方が高直で不潤色、諸浦猟業は「不猟之由」、麦・菜種は「相応之作躰」、米価は三郡とも高直で「軽き者共」は「難渋之躰」とされる(酉二月廿三日付)。

六月の三郡夏廻では、城端・井波の絹は引き続き絹糸の高直で不潤色、一方福光などの布は「潤色」、猟業は引き続き「不猟之躰」、青田は「生立方殊之外宜敷躰」、畑作も「宜敷躰」、米価は春以来高直であったが、「極難渋者等」には所においてそれぞれ救方がなされ、夏には米価は追々引き下がっていることが報告されている(酉六月朔日付)。

九・十月の秋廻では、城端・井波の絹は引き続き絹糸の高直で「不潤色」、福光・福野の布は、これまで潤色とされてきたが、秋廻では近年、麻出来方が悪く苧が高直となり、不潤色となっている。三郡とも、米作・畑作は「上作之躰」となっている(酉十月六日付)。

十二月の冬廻では、城端・井波の絹は春以来の絹糸の高直で絹の出来方を見合わせていたが、秋ごろから下直になるものの、いまだ不潤色、福光の布は随分引ケ方もあって再び「潤色」に転じている。三郡とも、米作・畑作は秋廻同様に「上作之躰」となっている。但し小豆は「少不宜躰」。猟業は鯛については「相応」だが、雑魚は不猟となっている(酉十二月三日付)。

次に新川郡では、五月の本役廻で、米はいずれの組でも「宜躰」もしくは「相応之出来」であり、麦・菜種についても「宜躰」もしくは「相応之躰」であるが、特に中加積組・西加積組などでは「近年無之上作」であり、下条組・東加積組などでは麦は「上作」、菜種は「相応之躰」である(酉五月十四日・十五日)。

十八日・十九日・廿二日・廿三日付)。

十月の本役廻では、米はおおむね「豊作」で、広田組・太田組では「上作仕過分之米取揚候躰」、西加積組・中加積組でも「何茂豊作仕、年振分過分之米取揚候躰」として過分の米がとれている。この「豊作」は「春以来潤気殊之外宜敷御座候故」とあるように特に天候に恵まれたことによるものとされ、「無甲乙豊作」、「一統豊作」、「両三年以来無御座豊作」とあるように久方ぶりの文句のない「豊作」であり、各組で「百姓中相悦罷在」として報告されている。畑物はおおむね「相応」「相応之作」であり、小豆あるいは大豆は所によって取揚方不足のところもあるが、いずれも「去年ハ宜躰」であった。麦・菜種は報告が少ないが「宜躰」のようである(酉十月四日・五日・八日・十日・十三日付)。

文久二年(一八六二)の春になっても、越中の米価は引き続き「追々引下り」(壬戌三月四日付)、夏には「米直段之義も大躰六十五、六銅位」になり、小前百姓にとつて「格別宜躰」であったようである(壬戌四月十九日付)。三月の三郡春廻りでは、城端・井波の絹は、春以来、「絹糸少々下直」になり、文久元年の「不潤色」から「潤色」に転じ、麦・菜種も「相応」、諸浦猟業は春以来「不猟」であったが、二月下旬頃には鯛が少々取り揚げるようになったとしている(戌三月廿二日付)。

安政五年(一八五八)以来、米価・絹糸ともに高値が続いていたが、米価は文久元年(一八六一)の夏頃から、絹糸は秋頃からともに下落しはじめるとともに、文久元年では米は「両三年以来無御座豊作」、「近年寛不申豊作之旨」として安政五年(一八五八)の地震と二度の洪水以来、久方ぶりの「豊作」であり、畑作物もおおむね「宜躰」であった。文久二年(一八六二)になっても、米価・

絹糸ともにゆるやかに下落し、畑作物も「相応」であった。

二 文久元年・同二年の「救方」

安政五年(一八五八)の地震と二度にわたる洪水被害から復旧がなされるときに、翌安政六年(一八五九)五月にも大雨による洪水被害があり、万延元年(安政七年三月十八日改元、一八六〇)三月下旬には新川・砺波・射水三郡に加賀藩から夫食御貸米が仰せつけられ、魚津在住役配下は申六月二十一日、六月二十八日付で新川郡、砺波郡の夫食御貸米を魚津在住役成瀬正居に報告し、成瀬から申六月晦日付で御用番に言上されていたが(拙稿「安政の大災害関係史料(四)」『立山カルデラ砂防博物館研究紀要』第十二号、二〇一一年三月、二〇～二二頁、参照)、射水郡については報告していなかったようである。いわば報告漏れにあたる射水郡への夫食御貸米が辛酉(文久元年、一八六一)六月二日付で魚津在住役から御用番に報告されている。組別の細目は記載されていないが、射水郡には貸米千石、貸粉七千五百七十四俵三斗三升六合が貸し渡されたことになっている。文久元年(一八六一)は、前年の万延元年に引き続いて春から米などが高直で、同年三月に「村々百姓中植付之時節二相向候所、買入方自由ニ出来不申相歎罷在申候、別而当事者不一方直段ニ相成、迷惑仕候体ニ御座候」として、九人の十村が御蔵の古い貯用粉を八郡分で二万俵余りの立替えを改作奉行所に願ひ出ている(『富山県史』史料編Ⅲ近世上二〇〇一号、一九八〇年三月、富山県)。年末に立替粉を一時返上する条件で三月下旬に申し渡され、三郡には四月中旬には配当されている(辛酉七月朔日付/表1参照)。総じて前年と比べて貸付高が大きくなっている。

特に新川郡では太田・嶋・上条の三組では、前年の万延元年に引き続いて(前掲拙稿参照)、文久元年三月中旬にも夫食御貸米が申し渡され、三月二十四日・四月二十四日の両日に太田組二百五十九石二斗八升斗、嶋組百七十五石七斗八升斗、上条組十四石九升斗が配当されている(辛酉七月晦日付)。文久二年(一八六二)にも嶋・太田・高野・上条の四組に夫食御貸米が仰せつけられ、嶋組百五十七石二斗余、太田組百四十一石二斗余、高野組三十四石九斗余、上

表1 砺波・射水・新川三郡の貸粉

	万延元年貸粉	文久元年3月願高	文久元年3月下旬貸粉
砺波郡	(記載なし)	高当り 1974俵 家数当り 1746俵 戸 3720俵	3702俵斗 (=925石5斗)
射水郡	1893俵	高当り 1330俵 家数当り 1262俵 戸 2592俵	2592俵斗 (=648石斗)
新川郡	2974俵	高当り 1716俵 家数当り 1983俵 戸 3699俵	3699俵斗 (=924石7斗5升斗)
計		10011俵	9993俵斗 (=2498石2斗5升斗)

表2 新川郡4組の被災と「救方」

	安政6年被災	万延元年家作取扱銀 尿代銀	万延元年夫食御貸米	文久元年夫食御貸米	文久2年夫食御貸米
嶋組	皆流失家 7軒 半流失家 7軒 深泥入家等 70軒 「藤内」 21軒	12貫805匁 107貫340目	223石2斗7升	175石7斗8升斗	157石2斗余
太田組	皆流失家 2軒 泥入家 20軒	1貫300目 17貫660目	177石6斗5升4合	259石2斗8升斗	141石2斗余
高野組	泥入家等 32軒	1貫635匁 1貫650目	203石5斗5升2合	(記載なし)	34石9斗余
上条組	流失家 1軒	150目 1貫800目	219石2斗7升2合	14石 9升斗	1石6斗余
計		15貫990目 127貫450目	823石7斗4升8合	449石1斗5升斗	334石9斗余

条組一石六斗余が配当されている（壬戌四月十九日付）。

安政六年の被災を参照すると（表2参照）、四組の中でも嶋組は皆流失家七軒、半流失家七軒、深泥入家等七十軒、「藤内」二十一軒で被害が大きかったが、夫食御貸米は少しずつ減少しているように少しずつ改善していることがわかる。太田組は皆流失家二軒、泥入家二十軒で嶋組ほどの被害ではないが、文久元年に夫食御貸米が一時的に増えて一時的に厳しくなったことがわかる。高野組は泥入家等三十二軒で太田組とほぼ同様な被害であったが、万延元年は厳しかったが、急速に改善していることになる。上条組は流失家一軒で、四組の中で被害が少なく、同じく万延元年は厳しかったが、高野組同様に急速に改善していることになる。

文久元年・二年の作躰は、安政五年の地震と二度の洪水以来の久方ぶりの「豊作」、「宜躰」であり、文久元年夏・秋にはそれぞれ米価・絹糸が下落したにもかかわらず、「水損変地之組々」である新川郡の嶋・太田・高野・上条の四組では文久二年でも夫食御貸米が必要であったように生存条件がまだ厳しかったことになる。言うまでもないことだが、地震と洪水被害からの復旧は、復旧の努力とともに、作躰、米価などの物価に左右され、複数年におよぶものであったことを示している（表3参照）。

三 魚津在住役の職掌をめぐって

（一）成瀬正居の「三州独立」論

魚津在住役配下の与力は三郡盜賊改方として三郡廻をするが、その監察項目の一つに「御郡内諸奉行人并十村共等勤向善悪之様子」がある。文久元年（二八六一）七月朔日、成瀬は新川郡内の「御軍装方も御手当方も御実用之処、何等一向僉撃方無之様子」として思うところを加賀藩の御用番に上申している。成瀬は、諸国・江戸表の風評から、日本は西洋の術中に陥り、「同士討之勢」であり、西洋は日本に内乱を起こさせて日本を併呑するつもりであり、公儀に背く者もアメリカなどに加勢を望んでいるという情勢認識があり、「日本惣国動乱ニ及へき勢」であるとも評している。こうした情勢に対して加賀藩について「御

領国広大ニして御家中侍を初農商数十万人罷在、諸物満足之御国柄二候へハ、仮令日本六十三分国共瓦解仕候へ共、三州之惣力を以御独立被為遊候義ハ申迄もなき義与奉存候」として、領国が広大であり、領国内には家中をはじめとして農民・商人が数十万人いること、諸物が満足な国柄であることから、たとえ六十三の分国が瓦解しても三州の惣力で独立することは言うまでもないこととしてしている。こうした「三州独立」論が言うまでもない当たり前のこととして主張されるのは、先に見たような情勢認識と領国意識をもとにしてしているが、もともとの領国意識から西洋観を含む情勢認識が醸成されて「三州独立」が主張されていると見るべきであろう。

加賀藩では、慶応三年（二八六七）、イギリス・アメリカ・フランスの船が新潟に代り得る日本海側の良港を求めて能登の所口（七尾）に入港して以降、「三州割拠」、三州の「自立割拠」の考えがあったことが指摘されている（『金沢市史』通史編2近世第五編「幕末維新期の藩政と城下町」、二〇〇五年十二月、金沢市、徳田春秋『前田軽率と幕末維新』、二〇〇七年十二月、北國新聞社、など）。加賀藩の「三州割拠」とは、「慶応末年にいたるまでの諸藩、特に大藩と称される藩には、多かれ少なかれ軍事力と経済力を強化し、藩の政治的自立を高めようとする割拠路線」があり、「最終的には藩がひとつの独立した政治単位として国政に参加するという、全国的な政治統合体制の構築につながるもの」であり、「幕府と藩が相互補完的關係にある幕藩体制の制約を受けながらも、富国強兵をめざす『割拠』という形で、時代の変化に対応しようとした諸藩の一事例を示すもの」であるとき（前掲『金沢市史』、成瀬の「三州独立」論は、六十三分国の瓦解という形ではあるが、現体制がなくなっても、加賀・越中・能登が惣力で独立するというある種の気概を示したものであり、「三州割拠」とは異なるであろう。このような「三州独立」という気概あるいは意識は、必ずしも加賀藩士一般に共有されたとは言いがたいが、ただここに見られるような領国意識はある程度共有され、慶応三年以降に見られる「三州割拠」や三州の「自立割拠」の前提となっているのであろう。たとえばアーネスト・サトウの『一外交官の見た明治維新』では、「加賀の大名の有する土地は、他のいずれの藩主の領土よりもはるかに大きな歳入があると見られて

表3 『魚津御用言上留』にみえる「救方」

	加賀藩領			富山藩領
	砺波郡	射水郡	新川郡	婦負郡
安政5年 戊午 (1858) 2 / 26 地震 3 / 10 4 / 26 洪水 * 7月米価 (米1升) 117文 (高岡) 119文 (富山)	7月中旬、領国一統 5000俵の内、極難 澁者御救粉 873 俵 余 (二 P25) 8月中旬、領国一統 1万俵の内、極難澁 者御救粉 1740 俵余 (二 P25)	7月中旬、領国一統 5000俵の内、極難 澁者御救粉 631 俵 余 (二 P25) 8月上旬、領国一統 1万俵の内、極難澁 者御救粉 1262 俵余 (二 P25)	7月上旬、嶋・太田・上条組流失家・泥入家等取扱銀 150～160貫・米 660～670石 (二 P24) 7月下旬、放生津綿屋彦九郎による極難澁者7貫余 (二 P21)、高岡町人による取救銀8貫目余 (二 P22) 7月下旬、領国一統 5000俵の内、極難澁者御救粉 951 俵余 (二 P25) 7月下旬・8月上旬、新庄新町正願寺取扱銀 400 目・ 貸米 3石、岩嶺寺 9坊取扱銀各 1 坊 180 目 (二 P26) 8月前後、稼方充行 (二 P26) 8月上旬、西水橋水難者貸米 29 石余、水難者一統取 扱銀 155 貫目 (二 P26) 8月中旬、水難者の転地者貸銀 15 貫余 (二 P26) 8月中旬、領国一統 1万俵の内、極難澁者御救粉 1982 俵 (二 P25) 12月下旬、嶋・太田・高野組難澁人冬稼仕入藁代銀 7貫弱 (三 P13)	4月前後、宿在・家 中五万両上納金 100 両につき四分の一用 捨 (一 P29・30) 12月中旬、御救米 10400石 (三 P13)
安政6年 己未 (1859) 5 / 19 洪水	4月下旬、16組夫 喰貸米 4578 石余貸 銀 33 貫余 (三 P21) 10月、7組水附家 135 石余 貸米 (四 P9)	4月下旬、10組夫 喰貸米 2287 石余 (三 P21) 11月、10組水附家 貸米 456 石余 (四 P12) 12月、10組田地流 出者取扱米 2650 石 余 (四 P12)	3月嶋・太田・高野・広田・上条貸銀 105 貫目、嶋・ 太田・高野組困窮人稼不出来者共 232 石余、同3組雑 穀代賃銀 438 貫余 (三 P25) 3月嶋・太田・高野・上条組起返出来高に応じた尿代 銀 100 貫余 (三 P17) 3月魚津町会所による貧窮人 100 軒余施粥 (三 P16) 3月下旬、新川郡夫喰貸米 3985 石余 (三 P25) 8月魚津町奉行より極難澁者 530 軒銀 1貫文、借家人 155 軒銀 500 文貸付 (三 P29) 12月中旬、16組取扱米 2677 石余 (四 P7) 12月末、嶋・太田・高野・上条組極難澁人急難救米 891 俵余 (四 P10)	春、ハツ尾絹糸・ 麻苧等運上 100 両 の内 50 両減額 (三 P16) 6月中旬、富山城下 株立運上物用捨 (三 P24) 11月中旬、見込米 2700 石余上納用捨 (三 P37)
万延元年 庚申 (1860)	閏4月、14組夫喰 貸米 18323 俵余・ 貸銀 80 貫余 (四 P21・22)	春、夫喰貸米 1000 石・貸粉 7574 俵余 (五 P13) 9月、9組 貸粉 1893 俵・貸銀 10 貫目 (四 P26)	閏3月、嶋・太田・高野・上条組流失家・泥入家家作 取扱銀 15 貫目余 (四 P13・14) 閏3月、嶋組高原野引越家作取扱銀 23 貫余・貸米 351 石余 (四 P14) 4月、嶋・太田・高野・上条・広田組尿代銀 128 貫余 (四 P17) 閏4月、16組など夫喰貸米 3474 石余 (四 P20・21) 6月、高野組引越家作・飯米 4 貫余 (四 P25) 7月、17組貸粉 2974 俵・貸銀 10 貫目 (四 P24・25)	5月下旬、富山町身 元宜者共による難 澁人遣銀・施粥 (四 P17) 6月上旬、他国米 2000 石買入、加賀 藩米御借上積廻 (四 P23) 6月上旬、富山町極 難澁人救粥 (同上) 11月上旬、家中2 歩5厘借知を文久 元年に延期、城下 町 4000 両、郡方米 2500 上納用捨 (四 P32)
文久元年 辛酉 (1861)	4月中旬、貸粉 3702 俵余 (= 925 石余) (五 P15)	4月中旬、貸粉 2592 俵余 (= 648 石余) (五 P15)	3・4月、嶋・太田・上条組夫喰御貸米 449 石余 (五 P16) 4月中旬、貸粉 3699 俵余 (= 924 石余) (五 P15)	
文久2年 壬戌 (1862) * 4月米価 65、66文			春、嶋・太田・高野・上条組夫喰御貸米 334 石余 (五 P25)	

いる。そのため、加賀藩は世間一般からその貫禄を認められており、自らもそれに満足していた」（傍線は筆者、下巻二六頁、一九六〇年十月、岩波文庫）という加賀藩評の中にもそうした領国意識を見てとれる。領国意識をベースにして、現状への危機感が強ければ、成瀬のように「三州独立」へと展開するし、あるいはそうでなければ現状に自己満足する形となって現れるのであろう。成瀬の場合、現状への強い危機感の中で領国意識が先鋭化したと見ることでできよう。

いわば方が一の時には「三州独立」を確保するためには、一つは「御実備之処、御僉儀有御座度義」という加賀藩の備を実際的なものにする、もう一つは「猶更御敵配御味方配之義、予而御討儀有御座度」という敵味方を見極めることが必要となってくる。後者については加賀藩も「問者」を使つて諸国の様子を探索させるとともに、他国からも加賀藩領に「問者」を送り出されているとして「不容易義」としている。成瀬が林源太郎から聞いた情報によれば、十六か国から加賀藩領に「問者」を送り出されているとしている。

前者については、八点にわたつて論じている。一点目は、諸家中の諸士について「何とか御僉儀有之候而一統士気引立候様ニと奉存候」として家中の士気を引き立てるように求めている。成瀬は加賀藩士が他国から「御国ハ予而御手当方も御手厚ニ而御家中武器も十分嗜居候様子褒めそやし候様子ニ候」として褒めそやされて怠惰に流れていると見ている。二点目は、隣国急変のときの手配方が「余り御隠密而已ニ相成居候而ハ常々夫々僉儀方も不行届無詮義」としてあまりに隠密では僉儀が行き届かないとしている。「御隠密」なのは、公辺への気遣いのためか、全く準備されていないのどちらかであると見ている。三点目は、軍装について、急な出張に際して武器は七、八分は調えられるが、家来・夫人の人数は甚だ不足しているとして、「御仕法」の必要を説いている。四点目は、訓練は行われているが、非実用的であるとして、なるだけ実用に近い訓練の必要を説き、そのことが士気引き立ての一端にもなるとしている。五点目は、非実用的な訓練となっているのは、兵学を嗜まない者が多いためであるとして、それゆえ兵学稽古の引き立ての必要を説き、武士ならば知っておく必要があるとしている。六点目は、各流派で手組制法などが勝手に定められ訓練が行われている

ことを問題だとして、軍法はあらかじめ仰せ出され、手組制法などが家中一様でないといけないとしている。しかし平生は隠しておく必要がある、名目は甲州流兵学としておいて有沢家の兵法を軍法とすべきとしている。七点目は、大砲はなくてはならないが、必ずしも西洋流の大小砲の使用が定められていないので、西洋流・日本流を合わせて僉儀し、西洋流は日本流に引き付けて用いるべきとしている。八点目は、刀剣は第一の兵器とし、他国より優れている領国内の刀鍛冶へ取り扱いを仰せ付けて引き立てることを求めている（辛酉七月初日付）。

こうした中、七月十七日、加賀藩の年寄は幕府からの触として八月中旬にイギリス軍艦一艘と商船三艘が測量のために領海に来ることを家中に告げる（『加賀藩史料幕末篇』上巻、一九五八年三月、清文堂出版）。これに対して成瀬正居は思うところを上申している。成瀬は、海中は限りはあるが、陸地測量は指止めることができず、イギリスに「米穀員数等土農住居之様子迄も」見すかされ、軍艦がやってきて「戦争」にでもなれば「防禦」できないとして「蛮夷へ御領国御渡同様之勢」となるとしている。それゆえまず幕府に使者を立てて「側量御断り」を申し入れ、イギリス船が渡来すれば、「御領海陸共側量堅御断ニ相成候様」として加賀藩でも測量を断るべきとする。その上で、無理にイギリスが測量をすれば、海上については船軍の手配がないので、致し方がないが、「陸上之義ハ予而御手当人数出張罷在上陸指留申度」として人数を派遣して上陸を阻止し、万一、戦端が開かれれば年寄中などが持ち場に出張することを求めている。そのためには「乍恐思召御決定被為在候者急速用意出張可仕様被仰出候へハ、当時之処、御国古来分之人気も有之、未々迄も御引立さへ有之候へハ、急度鋭気引立可申候間、人数兵器も不足俣ニ而急速相調可申与奉存候、左候而此後第一御家中士気引立奢侈も相止弥御治国之基与奉存候」として、藩士引立てのためにも藩主による御決定が必要としている。またこれを機会にして領国中への年寄を初めとする「手当出張」を仰せ付けることで、その後「手当実用」が調うとしている。さらに前田慶寧の帰国と、聞合方として隣国・尾張・伊勢・若狭・丹波などへの足軽などの派遣を提言している（辛酉七月廿日付）。

加賀藩では、七月二十日に御算用場などで詮議が行われ、同月二十七日には

藩主前田斉泰の親翰が出され、加賀藩としては「可成丈穩に取扱可然与之御趣意」(前掲「加賀藩史料幕末篇」というものであった。成瀬の意見はいわば「戦争」をも覚悟するものであったので、加賀藩の実際上の対応とは大分異なるものであった。こうした成瀬の態度は加賀藩の「御領海陸共」を「防禦」し、これを機会に「御手当方」を実用的なものにすることをねらったもので、「三州独立」論に通じるものがある。

文久二年(一八六二)四月十六日、薩摩藩の島津久光が公武合体・皇威振興・幕政変革を朝廷に建白するため兵を率いて上京し(『新装版島津久光公実紀』一・八一頁、続日本史協協会叢書、東京大学出版会、二〇一〇年十月)、薩摩・長州藩など西国大名も藩士を上京させる状況に対しても、「此末天下之形勢如何可相成も又々可有御座哉、何とそ只今之内御領国御手当方御実備之処得与御僉儀有之、何時如何様之大変出来候共、町人百姓動揺不仕様有御座度義与乍恐奉存候」として「天下之形勢」が見通せない中で、あらためて「御手当方御実備」が主張されている(壬戌五月十日付)。

成瀬の「三州独立」論は、領国への自負と意識を基本として、場合によっては「蛮夷」に併呑される、あるいは領国を渡すことと同然になるという現状への危機意識の中で、主に家中の士気引立と軍備の実用化を求めるものであったと言えよう。イギリス測量一件では、加賀藩の対応とは異なっていたが、士気引立と軍備の実用化は、この後、藩主前田斉泰の親翰の中でも表明されることになる。たとえば文久二年六月四日に家中に対して「数百年之太平に浴し候へば、風俗懦弱に流れ、中には心掛宜者も候得共、先づは懦弱安逸に而已有之体に候。当節之儀に候得ば、弥増士気相立、風俗一洗いたし、文武を励み、今にも如何様之儀出来候共、不失機会様可心掛儀肝要に候。」として士気と文武奨励を求め、七月二十六日に藩校師範に対して「如何にも武事盛に相成、御用立候弟子中仕立候儀肝要に候間、第一私を離れ誠実に、弟子中芸術成立之儀精誠を尽し世話可有之候」として武芸奨励と用立の弟子育成を求め、九月二十七日に家中に対して「当今之形勢に而は、第一海岸守禦之備弥可厚に付、西洋新伝輕便之砲をも取用ひ、彼之利器を取て此方之軍備之一助与可致候得共、中に者悉皆西洋之

陣制に相改候様に与之議論も有之といへ共、西洋に於て至当之軍制も此土に取ては用ひ難き趣も可有之、戦勝之元は全く軍制のみにも無之哉与存候得ば、他国之儀は如何様に有之候共、当家に於ては本朝固有之勇武を本とし、皇国之兵法を以唯今にも一戦快く可致覚悟に候条」(以上、「加賀藩史料幕末篇」上巻)として日本流を基本に西洋流を採用することを表明している。

(2) 富山表の把握

魚津在住役の本役の一つとして富山表の様子を把握することがある。富山藩では安政四年(一八五七)から五年間、二百石以上は半知、禄米取は十三俵、足輕は年一俵の支給となっていたが、安政六年(一八五九)に加賀藩から家老津田内蔵助が派遣され、同年十二月から本知に戻し、本知から二分五厘を借り上げるのは万延元年(一八六〇)まで延期された。その後、再び文久元年(一八六一)からの五年間に延期された(拙稿「安政の大災害関係史料(四)」立山カルデラ砂防博物館研究紀要 第二号、二〇一一年三月、参照)。猶予されていた二分五厘の借知が文久元年(一八六一)から始まるが、同年三月に一連の申渡がなされる。従来からの「御勝手向御逼迫至極」に加えて「近年異国船防禦方之儀」があつて、家中の「御備向之儀」もなりがたいとして、故前田利保御手元金から学校御用懸才許による貸渡仕法が実施される(西三月付)。具体的な貸渡を示したのが別紙の「御貸金之格」であり、たとえば知行百石につき十五両を貸し渡し、十五年賦返済で、毎年九月に元利を返上するというものであった。またこれまでの様々な仕法による諸貸金を勘定所において整理して返上方が決められた(西三月付)。また「右御貸附拜借有之候而も難凌方出来不申向ハ、其俣御貪着無之儀も難被為成訳ニ付、別紙之趣を以於御勘定所勝手仕送り被仰付候」とあるように貸附拜借金では凌ぎがたい場合、勘定所での僉儀の上、「勝手仕送り」がなされた(西三月付)。具体的な「勝手仕送り」を示したのが別紙の「仕送り方仕法大凡」である。よって「勝手仕送相願候面々ハ拜借金不仰出候条」とあるように、家中は学校御用才許御貸附金を借りるか、勘定所に「勝手仕送り」を出願するかのどちらかであった。あわせて藩財政が金三万両ばかりの不足で

あることを明かした上で、「於手合ニ^(一)精誠遂^(二)僉^(三)撃手数を減シ、御縮方相立御省略之節行届候様可被相心得候」として各々においてさらなる御省略の徹底を申し渡している(酉三月付)。

さらに文久二年(一八六二)正月には家中ならびに領国中に対して三年間の「上銀」を仰せ渡される。家中には知行百石につき十五匁、城下・西岩瀬・四方・八尾には軒別錢八匁、郡方百姓には軒別二匁五分を課している(戌二月付)。「併種々風評ニ西ノ御丸御焼失御造営ニ付御上被為遊候躰」として江戸城焼失にともなう造営費にあてられるととらえられている(戌二月付)。なお郡方では都合六十一貫三匁の上納が申し渡されている(『富山県史』史料編V近世下三九六号、一九七四年三月、富山県)。

この他には、文久元年五月の家中咎人、文久二年二月の家中咎人が把握されている。後者については藩主の前田利保逝去後(安政六年八月十八没)、手廻りの道具などを拝領したが、「御逝去前々何歟御取捌方不宜義御座候躰」(戌二月付)として前田利保近習者の処分と見ている。これらから魚津在住役による富山表の把握は、家中を中心になされていたことになる。宗藩の加賀藩は同年八月十五日に富山藩への家老の派遣をとりやめ、以後、年に一、二回の見廻とするが、加賀藩では「富山御政事向親敷御承知被遊度候付、安政六年以来各内詰被仰付、当時横山外記詰被仰付置候処、御政事向追々御取縮相立、御勝手向御仕法も相整候に付」(『加賀藩史料幕末篇』上巻)として安政六年以来、政事向・勝手向仕法が整ったとしている。また十月には加賀藩から派遣されていた十村も引き揚げの伺書を上申しているが、「同所御郡方仕法追々相整御縮方も相立、以後御手崩二相成候様之義も有御座間敷奉存候間、詰御差止、示合之御用相済次第引取」(『前掲『富山県史』史料編V近世下四〇九号)として、郡方仕法も整ったとしている。この間の富山藩における政事向・勝手向・郡方などの施策は当然加賀藩としては承認していたことになる。

(2) 成瀬正居の魚津在住役離任

成瀬正居は、安政四年(一八五七)九月から魚津在住役を勤めてきたが、文

久二年(一八六二)五月四日付で「私儀、去夏以来、胸痛難儀仕候二付」として病氣を理由に魚津在住役御免願を年寄に上申し、同月十六日に魚津在住役御免となっている(『成瀬正居筆『魚津御用日記』第六冊、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)。その後も、同年九月八日には天徳院受取火消、十二月五日には越中泊在番、文久三年(一八六三)正月十三日には寺社奉行、元治元年(一八六四)二月十二日には壮猶館御用兼帯専務、同年八月十二日には兼帯のまま専ら本役の寺社奉行を勤め、十二月九日には壮猶館御用再役御鉄砲所御用兼帯で寺社奉行御免となり、同月十五日には再び寺社奉行兼帯となり、慶応元年(一八六五)二月には藩主前田斉泰御近習御用として幕末・維新を迎えることになる(明治三年付、成瀬正居筆『先祖由緒一類附帳』、金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)。

四 翻刻について

本稿では、「魚津御用言上留」第三冊を掲載した。第三冊は、万延二年(一八六一)から、成瀬正居が魚津在住役を御免となる文久二年(一八六二)五月までを記載している。

なおこれまでの掲載は次の通りである。

- (一) 第一冊前半、安政四年(一八五七)十月から安政五年六月十一日まで
- (二) 第一冊後半、安政五年(一八五八)六月十二日から十二月二十七日まで
- (三) 第二冊前半、安政六年(一八五九)正月十三日から同年十二月十九日まで
- (四) 第二冊後半、安政七年、万延元年(一八六〇)

〔史料翻刻〕「魚津御用言上留」第三冊(全)

凡例

翻刻にあたっては、なるべく史料の原形を伝えることにつとめたが、次のような原則で翻刻した。

- 一、字体は旧字を新字に、俗字を正字に改めた。
- 一、変体仮名は平仮名になおした。但し「茂」「与」はそのままだにした。
- 一、合字の「ㄱ」はそのままだ使用した。
- 一、史料の原本に読点はないが、適宜読点をほどこした。
- 一、抹消は文字の左に抹消記号「、」をほどこし、文字の右に訂正後の文字を配した。抹消前の文字が判読できない場合は字數分を■とした。
- 一、虫損は字數が判読できる場合は□で、字數が判読できない場合は「」とした。
- 一、誤記・脱字の個所には、文字の右に(ママ)と適宜記した。
- 一、史料の一部に、当時の身分差別を反映する記載がなされている場合があるが、史料の内容を明らかにするために原文のまま掲載した。決して差別の再生産に誤用されるべきではない。

(表紙)

万延二辛酉年正月ヨリ (貼紙・朱筆)

文久改元二月廿八日 『き』

文久二壬戌年正月より五月迄

(朱筆) (貼紙) (朱印)

『秘』 『成瀬正居』 『献』

魚津御用

言上留 (朱筆) 『三』

(朱筆) 『魚居十』

成瀬正居

万延二年言上留

越中筋盜賊改方為御用酉正月廿三日魚津罷立、同二月廿三日右御用相仕廻罷歸申候

一、城端・井波絹出来方之様子承候処、糸買入方大高直二而、絹二出来いたし候共、利潤も無之、潤色二不相成、右商売人とも難洪之由二相聞得申候、且城端ニおゐて五ヶ山両組才許大瀧村与左衛門手代呼出、流刑人之様子承候処、相替儀無御座候

一、水見町止宿仕、灘浦筋暨能州境之様子承候処、相替儀無御座候

一、新川郡町新庄村止宿仕、富山表暨飛州御境目之様子承合候処、相替義無御座候

一、同郡泊町止宿仕、境御関所并越後筋之様子承合候処、相替儀無御座候

一、相廻候所々浦方二而獵業之様子承候処、当正月以来何方も不獵之由且異船之儀承合候得共、何等之風聞も相聞得不申候

一、三御郡共米価高直二付、軽キ者共難洪之躰二相聞得申候

一、三御郡共御蔵所異変之趣無御座候

一、三御郡共麦・菜種之様子見聞仕候処、何方も相応之作躰ニ御座候

一、三御郡共相廻候所々二而、諸役人風俗方暨洩物等之様子承合候処、相替儀無御座候

一、三御郡止宿所役人共暨止宿向寄之十村手代呼出、諸事御縮方嚴重相心得候

様申渡置候、且賊等無油断聞出候様陰聞藤内共江申渡置候

右之外相廻候所々相替儀無御座、御郡方御静謐御座候、以上

(万延二年) 西

二月廿三日

高島九郎兵衛判

成瀬主税様

魚津等相替義無御座候

一、越中筋盜賊改方為御用与力高島九郎兵衛義、同心田中儀六郎等召連、正月廿三日魚津罷立、三御郡夫々相廻、二月廿三日罷歸候二付、指出候所々見聞之趣別紙調理書一通其俣奉入御覽候

右謹而奉言上候、以上

辛酉

三月四日 成瀬主税判

辛酉 三御郡春廻二罷出候

正月四日 与力高島九郎兵衛調理書

成瀬主税

別紙言上之卷封指出候条、以御序御上可被下候、以上

(朱筆)「表書之趣致承知、則指上申候、以上」

酉

三月四日 成瀬主税

(朱筆)「三月四日」 「丹羽鶴吉判」

御近習頭中様

昨年(万延元年)以来諸色高直等二付一統難渋之旨二而、頭中申聞之趣も有之、從來御勝手向御逼迫至極二付、其以来御知行等之内上ケ方等被仰付置、難渋之義ハ相違も有之間敷候へ共、是迄時々成立之ため諸役所仕法を以御貸附方も有之、勝手取統方之心得可有之処、中二ハ猥二過分之金高致借用、返上方引当米御知行等二不応米高二相成、却而行詰迷惑之族相聞候、折柄種々之御仕法も整兼候趣有之二付、無御抛半納上方被仰付、右引当米御指解、仕法も御指止二相成候儀二而、全ク上之御融通方而已被仰付候訳二而ハ無之事二候、然処一昨年御仁恵之思召を以上ケ方御用捨被仰付、指続当年割合も御改被成候事二候、御勝手

向之儀ハ何茂粗承知之通御本家様へも御願之筋有之程之御場合二而、御領民之御扱方を初、万端御運方之見留も相立不申、其上近年異国船防禦方之儀二付而ハ、従公義度々御触達之趣も有之、御領分海岸等御手当向之義者夫々御備無之而ハ難相成御時節二候得共、是等之処も難被為及、御心痛至極被遊候、折柄容易二御詮儀も難被仰付訳二候へ共、龍沢院(前田利孫)様御在世中思召被為在、御貯置被遊候御手元金有之二付、右金子を以右備向之要具等も被仰付、就而ハ御家中之面々文武をも御通立、追々調練等も被仰付度、右等御費用之当方二被成置候御含二候処、前頭之通御家中難渋二廻候而ハ其所詮無之儀、且ハ御備向之儀も一時二難相成訳二付、今度右金子之内学校御用懸才許被仰付、別紙之仕法を以拝借相願候面々江ハ知行高二応、御貸渡可被成候、右様之御含筋之儀二候間、返納方等別紙御格之通嚴重可相心得、万一相違之向ハ御厳制可有之候条、此段可被心得候

一、諸返上向之義、御借知高割御改之上者勿論、夫々御入用向当ケ方二相成居候へ共、格別之御詮義を以別紙之通口々打込割合を以返上被仰付候、至極緩々御取立方二被仰付候間、是又期月等無相違嚴重相心得可申候、証文等改方之儀者御勘定所へ可被承合候

右之通被仰出候間、各被得其意、組支配中へ可被申渡候、尤組支配之内下才許有之面々ハ其下江も申渡候様可被相達候事

西三月

仕送り方仕法大凡

勝手向函り帳并諸借財高買掛金等巨細ニ可書出候事

一、仕送中御宛行御引揚家内人口ニ応シ飯米并入用銀取極之通

一、御番并広徳館出座之外ニ出仕間敷、仮令身近親類縁者知音たり共、通路参会一切無用之事

但身近き縁者へ不罷越候而不叶節ハ、頭支配人江時々相断指図請可申候、勿論音信贈答無用之事

一、正月注連繩等一切指控、家内中一統穩便ニ相暮可申候事

右之外仕法方巨細之義暨暮を初万端心得方等者、於御勘定所ニ仕送方遂僉儀、追々申渡候儀可有之候条、無違背嚴重相守可申候事

西三月

此度被仰出候儀ニ付、勝手仕送相願候面々ハ拝借金不被仰出候条、前以仕送之儀相願候様可被申渡候事

西三月

御貸金之格

一、拝借相願候面々江、御知行百石ニ付拾五兩宛之図を以御貸渡、十五ヶ年賦返上、利足百石ニ付年五兩宛之図り平均を以、毎歳九月中元利返上之事

但期月後レ候へハ指控被仰付候上、納金高二老歩之月越利足取立可申事

一、幼少ニ付、半知或者三ヶ一被下候向者御貸渡無之、追而本知相統之上、願次第割合之通御貸渡之事

一、御衣服所御細工人格以上之面々、御扶持方御切米高御知行図り、割合之通御貸渡之事

一、中坊主・足輕・小頭、擬作高二不拘、一人ニ金一兩二歩宛御貸渡、無利足一ヶ年三匁宛、平足輕・掃除坊主、一兩宛御貸渡、一ヶ年二匁宛、長柄者、小人二歩宛、一ヶ年一匁宛返上之事

一、役知・役料ニハ御貸渡無之事

一、御雇并御鼻紙被下候面々ハ、役前等ニ際シ御貸渡之事

一、証文、頭分以上直証文、平土以下頭支配與書之事

西三月

一、上納方、御細工人格以上人別直上納、中坊主以下頭支配人取立返上之事

一、御貸渡方期月上納之有無とも、学校御用掛りノ申聞有之筈之事

一、昨年格別之御詮義を以御家中之人々御借知等之割合御改、町方も当分御調達

「一」御郡方三損余荷之儀も御用捨被仰付候、加之今度御貸附金等も有之、中ニハ御勝手向御運方も行直候様ニ相心得、諸向御省略之筋相馳候而ハ以之外

之事ニ候、當時江戸向御新借御利足等扱方難被相欠、金高三万兩斗之御不足立ニ相成、聊御出道之召留も無之、御勝手方江携候御役人者心配至極ニ而申聞之趣有之候へとも、御家中難洪之儀も難被為忍、且者人和第一之御時節ニ付、不得止事万事を指置、御詮儀被仰付候事ニ候、御手許を初格別御省略有之候へ共、今一際実意之遂僉儀御公務中之外御仕来ニ不拘、根元ノ御打欠ニ相成候而宜敷品も可有之候条、心付之儀者無泥可被申聞候、御省略之儀ハ其手合其筋ニ而精誠相働不申而ハ行届間敷候、依之御儉約方役所被指止候条、於手合ニ(二)精誠遂僉鑿手数を減シ、御縮方相立御省略之節行届候様可被相心得候、尤諸品御出来方之節不都合成申出等於有之ハ、其奉行人等可為不念候事

一、諸役所ニおゐて折々酒肴等取扱候向も可有之哉ニ相聞候、前々被仰出置候儀も有之処、以之外心得違之事ニ候、向後右等之聞無之様急度相心得、下附等之人々江も嚴重可被申渡候事

西三月

一、金穀方御貸附口、新借口、御手船口、御下行所年季口、辰年御貸附口、類焼御貸附口、巳年御貸附口、都而石ニ付一兩之図を以金直シ、右口々打込

一口ニ改、元高御知行百石ニ付、五十兩余当り候分ハ百石ニ二歩ツ、之図り、百五十兩余ニ当り候分ハ百石ニ一兩二歩ツ、之図り、二百五十兩余ニ

当り候分も百石ニ付一兩二歩ツ、之図り、三百五十兩余ニ当り候分百石ニ二兩二歩宛之図り、五百五十兩以上ハ百石ニ三兩宛之図り、百石ニ五十兩

以下之分ハ百石ニ一歩ツ、之図りを以、返上被仰付候事

一、金穀方等御貸附借用有之年季返上仕来り金高ノ右返上方御改之割合ニ而金高相増候ハ、是迄半高返上之事

一、幼少ニ付半知三ノ一被下候面々ハ、追而本知相統之上割合之通返上被仰付候事

一、中坊主以下返上方御用捨被仰付候事

一、右之割合を以毎年八月中返上可致候、金高等之儀御勘定所承合証文相改可申事

西三月

一、昨年格別之御詮義を以御家中之人々御借知等之割合御改、町方も当分御調達

「一」御郡方三損余荷之儀も御用捨被仰付候、加之今度御貸附金等も有之、中ニハ御勝手向御運方も行直候様ニ相心得、諸向御省略之筋相馳候而ハ以之外

西三月

四月十八日 成瀬主税判

(朱筆)「右以前田兵太郎上ル」

魚津等

一、富山御家中御貸附金之義、前月十八日奉言上候通、弥金子御渡之義未聞得兼候所、兼而拝借方願候人々へ前月十二、三日比今廿四日比迄追々御渡御座候躰承受候旨同心横目共今申越候

右謹

辛酉

五月十四日 成瀬主税判

(朱筆)「以前田兵太郎上ル」

難 被為成訳二付、別紙之趣を以於御勘定所勝手仕送り被仰付候、尤難洪之内 迄之運方并難洪二縮入候筋等精誠被承札可被申候、仕送中慎方等之儀 万 端嚴重相守可申、若心得違有之人々ハ嚴重可被及御沙汰候事

一、前条之通一統難洪被申立候折柄も有之由、且又家内之者琴三味線等翫、優長成族有之躰二相聞心得違之事二候条、右等之聞者無之様可被申渡候事

西三月

辛酉
四月十八日 富山御家中
御貸附一件 成瀬主税

魚津等相替儀無御座候

一、富山御家中御貸附金被仰付候二付被仰出之趣、同心横目共承合指出別紙奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候、弥金子御渡之義ハ聞得兼候由申聞罷在候 右謹而奉言上候、以上

辛酉

五月十四日 萩野茂右衛門判

魚津等

新川郡御本役為御用鈴木勝次郎同道仕当十一日魚津出立、嶋組之内常願寺川筋高野組岩崎詰等相廻、同十四日罷帰、所々見聞之趣左ニ奉申上候

右謹

辛酉

五月十四日 成瀬主税判

(朱筆)「以前田兵太郎上ル」

一、相廻候村々指掛相替儀無御座御静謐ニ御座候、改作方之様子承合候処、前月中旬苗植付方二取懸り追々相仕舞、当時青田宜躰二見聞仕候、且又麦・菜種出作之様子承合候処、山方共宜躰ニ而何茂相悦罷在候躰ニ承受申候

一、猪谷筋飛州御領境目相変儀承不申候、且相廻候内流浪躰疑敷者見当り不申、人氣穩之躰ニ御座候、猶又諸事御縮方之儀村々役人共江も嚴重申談置候

右奉言上候、以上

新川郡御本役為御用鈴木勝次郎同道仕当十一日魚津出立、嶋組之内常願寺川筋高野組岩崎詰等相廻、同十四日罷帰、所々見聞之趣左ニ奉申上候

右謹

辛酉

五月十四日

萩野茂右衛門判

一、相廻候在々植付之様子承合候処、当四月上旬比今五月指入迄植付相仕廻何茂草出来相応ニ宜躰二見聞仕候

一、麦・菜種出作之儀者春來潤も宜御座候二付、去年今少々取入方宜由二而何

も相悦罷在候躰ニ承請申候

一、相廻候内流浪躰疑敷者も見当り不申、猶又在々役人共へ御縮方等嚴重申談置候

右奉言上候、以上

西

五月十五日

田中儀六郎判

新川郡御本役方為御用酉五月十五日平同心木村猪太郎同道魚津発足仕、中加積組北野村々本江谷・早月谷暨西加積組黒川村等所々相廻、同月十七日罷帰申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、当改作方之様子承請候処、苗植付已来相応之出来ニ相成、尤皆草修理ニ取懸り出精罷在申候、且麦・菜種之義ハ近年無之上作之由ニ而、何歟小前之者共取統方引足ニも相成、何レも相悦居候躰ニ相聞得申候

一、相廻候ケ所指懸り相替義承不申、御静謐ニ御座候、尤流浪躰疑敷者も見当不申候、尚更諸事御縮方之義村役人共へ嚴重申談置候

西

五月十八日

石川良之助判

新川郡御本役方為御用加藤新太郎同道当十五日魚津発足仕、市ノ江村々小出郷上段筋白岩谷上市村詰迄相廻、昨十八日罷帰申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候在々指懸相替義無御座御静謐御座候

一、当改作方之様子承合候処、四月上旬比までニ田植仕廻、苗之育立宜躰、麦者上作、菜種之義ハ相応之躰ニ申慣候

一、相廻候内流浪躰疑敷者見当不申候、且植付後人氣穩ニ見聞仕候ニ付、猶更火ノ元等御縮方之義村々役人共へ嚴重申談置候、以上

西

五月十九日

山本松太郎判

新川郡御本役方為御用小塚慶太郎同道酉五月十五日^九發足仕、東加積組之内角川谷并片貝谷筋等山田村詰迄相廻、同月廿一日罷帰申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、当時青田出来善悪之様子承合候処、相応宜躰ニ見聞仕候、且麦・菜種出作方之儀ハケ所ニ寄少々宛之善悪御座候由ニ候へ共、麦ハ上作之由、菜種ハ相応之躰ニ承合申候

一、相廻候所々紛敷流浪者等見当り不申、御郡方御静謐ニ御座候、猶又火盜等惣而御縮方之儀村役人共へ夫々申談置候

五月廿二日

永田俊三判

新川郡御本役方為御用永田嘉太夫同道当十九日魚津発足仕、大布施組大三位組五ヶ庄組等之内相廻、同廿二日罷帰り、承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候村々相変儀無御座御静謐ニ御座候、改作方之様子承合候処、前月下旬比苗植付方ニ相懸り、当時青田宜躰ニ見聞仕候、且又麦・菜種出作之様子承合候処、両様共出来方宜躰ニ承受申候

一、堺御関所并越後筋相変儀承不申候

一、流浪躰紛敷者立入不申哉承合候処、右躰之者徘徊不仕候旨村々役人共申聞、人氣穩之躰ニ御座候、猶又御縮方之儀村々役人共江嚴重申談置候

西

五月廿三日

荻野茂右衛門判

辛酉 新川郡内本役廻ニ罷出候

六月 同心横目共調理書六通

成

魚

一、新川郡内本役御縮方同心横目之内平同心一人宛同道仕、六手合ニ相分レ、

五月十一日より同月廿二日迄之内追々相廻候而見聞之趣別紙六通指越申

候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、去春越中筋百姓共へ夫食御貸米被仰付候様子新川礪波郡之分ハ承合、同心横

目共より申越候二付、(万延元年)去年六月晦日奉言上候、然其節処射水郡へも被仰付候

処承洩レ候由二而、此節承合申越候二付大凡之処左ニ奉存申上

一、米メ

千石

粉メ

七千五百七十四俵三斗三升六合

右去春射水郡一統へ御貸附有之候躰御座候

右謹而奉言上候、以上

辛酉

六月二日

成瀬主税判

(朱筆)「以村田徳三郎上ル」

富山御家中等之内御答等被仰付候躰承請候二付、入念聞繕候処、前月十九

日并同月廿四日両日之内左之通被仰付候之躰ニ御座候

一、是迄御作事并御普請奉行之处、御役義御指除、元組末列へ御引下ケ遠慮

須藤貫次殿

一、是迄御作事并御普請奉行之处、心得方不宜候与之御沙汰御座候二付被窺候

上自分ニ被致指控候由

武庫川数馬殿

一、是迄御藏奉行之处、御役義御指除遠慮

中村伝右衛門殿

一、是迄御藏奉行之处、心得方不宜候与之御沙汰御座候由

奥田弥一郎殿

一、是迄御武具御奉行之处、心得方不宜候与之御沙汰御座候由

安達周藏殿

御馬廻鹿毛富部殿嫡子

一、為慎置候様被仰渡候由

靱負殿

一、是迄御藏方棟取役之处、御役儀御指除遠慮

中井浅次郎

一、是迄御細工人之处、指控

三羽五郎三郎

一、右同断

三海美三津衛

一、是迄新番御徒二而御細事上役之处、御徒組へ御引下ケ、急度追込被仰付候

由

嶋源吾

一、是迄御徒格二而御作事上役之处、御作事支配二而足輕大工江引下ケ、急度

追込被仰渡候由

大杉善左衛門

一、是迄御作事割元之处、御普請所支配足輕江引下ケ被仰渡候由

野野細条藏

古川甚兵衛

一、是迄埋御門御横目之处、

長谷川忠藏

御役義御指除、元組江引下ケ追込被仰渡候之由

根塚理八

高野新作

栗山宗兵衛

太田庄藏

中山理平

一、是迄筆方足輕之处、

仲五郎右衛門

急度追込被仰渡候之由

太田佐祐

永井次三郎

舟田勘四郎

一、是迄筆方足輕之处、

田添伝右衛門

役義御指除、御普請

津井亀三郎

所等引下ケ、急度追

一、為慎置候様被仰渡御座候由

同寺役僧
楊山

込被仰渡候之由

一、是迄改方足輕之処、

藤野十助

追込被仰渡候之由

宮田八十太

高嶋又蔵

栄源兵衛

一、是迄改方足輕之処、

役義御指除、御普請

黒田弥平

所支配江引下ケ、急度

大塚彦助

追込被仰渡候之由

一、是迄御郡附御横目

足輕之処、急度追込

牧野文蔵

被仰渡候由

一、是迄御郡附平足輕

之処、追込被仰渡候由

岸 幸助

一、是迄町附足輕之処、役

義御指除、御普請所支配

中田伝右衛門

江引下ケ、急度追込被仰

渡候由

一、是迄町附足輕之処、

追込被仰渡候之由

桑名六三郎

一、是迄御藏方下代足

輕之処、役義御指除、御普

吉田源六

請支配へ引下ケ、二俵宛

吉田宗右衛門

御減、急度追込被仰渡候由

一、心得方不宜与之御沙汰

御座候之由

御菩提所
大法寺

右之通前月十九日被為仰渡候躰ニ承合申候、且富山町定仲人与相唱候而
仲買等仕候者二十五人、前月廿四日手鎖縮預ニ從御席被仰出候躰御座候、
右御咎等被仰付候ニ付、人氣之様子承合候処、随分穩ニ見聞仕候、尤追々
御咎人等可有御座哉ニ風評仕申候、右聞合之趣、中二者不都合之義も御座
候ハ、乍恐御引捨被為成下候様奉願上候

一、富山御領境等指掛相替義承不申候

右之趣町新庄村ニ而相調奉言上候、以上

西

六月三日

山本松太郎判

辛酉

富山御家中御咎

六月六日 人之様子承合候小紙

成瀬主税

魚

一、富山御家中等御咎人之様子同心横目山本松太郎より申越候小紙一通文筆等

見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

右謹而奉言上候、以上

辛酉

六月六日

成瀬主税判

(朱筆)「以笹嶋平左衛門上ル」

三御郡盜賊改方為御用酉五月二日魚津罷立、同六月朔日右御用相仕廻
罷歸申候、所々見聞之趣左ニ申上候

一、礪波郡内相廻候得共、相変儀相聞得不申候

一、井波城端絹出来方之様子承合候処、糸直段高直二而絹出来候共、潤色二相成不申躰承合申候

一、福光村等二而布出来方之義承合候処、諸方へ引方も有之、潤色二相成候躰二承合申候

一、五ヶ山主附十村手代呼出、五ヶ山筋之様子相尋候得共、相変儀無御座旨申聞候

一、射水御郡内相廻候得共、相変儀相聞得不申候

一、氷見町二而能州御境目等之様子承合候得共、相変儀相聞得不申候

一、新川御郡内相廻候得共、相変儀相聞得不申候

一、町新庄村二而太田組并嶋組十村手代呼出、富山御家中等之様子暨同御領境飛州御境目等之様子相尋候へ共、相変儀無御座旨申聞候

一、泊町并境表二おゐて越後筋等之様子承合候へ共、相変儀相聞得不申候

一、海辺船手之様子承合候へ共、相変儀相聞得不申候、獵業之様子相尋候処、不獵之躰二御座候

一、所々青田之様子承合候処、当時生立方殊之外宜敷躰二相聞得申候

一、山入畑作之様子承合候処、是又宜敷躰二御座候

一、御郡内諸奉行人并十村共等勤向善悪之様子合候得共、相変儀相聞得不申候

一、所々二而忠孝を励候者有之哉承合候へ共、人並二勝レ候様之者相聞得不申候

一、春米米直段高直二相成候候二付、家込之ヶ所抔者極難渋者等へ其所二おゐて色々救方も仕居、殊当時米直段も追々引下り候由二而御静謐二御座候、猶又向寄二罷在候陰聞藤内共呼出、賊等承調理之儀急度申渡置候、尤御縮方之儀十村手代并村役人等へ嚴重申渡置候、以上

酉

六月朔日

荒尾儀左衛門判

成瀬主税様

辛酉 三御郡夏廻二罷出候

六月九日 与力荒尾儀左衛門調理書

成瀬主税

魚

一、越中筋盜賊改方為御用与力荒尾儀左衛門儀同心横目加人立花閑太夫等召

連、五月二日魚津罷立、三御郡夫々相廻、六月朔日罷歸候二付、指出候所々

見聞之趣別紙調理書一通其俣奉入御覽候

右謹

辛酉

六月九日

成瀬主税判

(朱筆)「以丹羽錫吉敷上ル」

魚

一、春米米等高直二付御郡方へ左之通為立替粉御貸附、当暮一時返上可仕旨

一、三千七百二俵斗 礪波郡へ御貸渡粉高

但正米二直九百二十五石五斗之躰

一、二千五百九十二俵斗 射水郡へ御渡粉高

但正米二直六百四十八石斗

一、三千六百九十九俵斗 新川郡へ御渡粉高

但正米二直九百二十七石七斗五升斗

×惣粉高

九千九百九十三俵斗

米二直シ

二千四百九十八石二斗五升斗

右当三月廿六日比中申渡有之候躰二候へ共、御蔵々々より請取方遅速御座

候而、四月十三日比迄十六日比迄二組々十村共江へ請取直様配当仕候躰

一、先年新川郡常願寺川洪水之御変地等三組江左之通夫喰米被仰付候躰

一、十四石九升斗 上条組渡米高

一、百七十五石七斗八升斗 嶋組渡米高

一、二百五十九石二斗八升斗 太田組渡米高

ノ四百四十九石一斗五升斗

右当三月中旬申渡有之躰ニ而初ニ而相渡り、同月廿四日四月廿四日兩度ニ

御藏分組々十村共方へ請取直様配当仕候躰

右同心横目共之内承合申越候

一、魚津御軍装方之義段々奉伺、只今ニ而ハ役屋敷ニおゐて太鼓板打交候相図を以、御馬廻等之人夫夫馬一統ニ魚津近在より役屋敷へ相集り候事ニ取極申候間、是ニ而先ツ出張方ハ可被仕義ニ奉存候、其上人々手人召連方不足之儀ハ私之力ニ者不及申義共ニ御座候、此上ハ新川郡内御手当方御実用之義僉鑿仕度奉存候へ共、外ニ手合様子承候処、御軍装方も御手当方も実用之処、何等一向僉鑿方無之様子ニ候故、私より御用番等へ何等達方ニ及候共、当分ハ僉儀付申間敷義歟と奉存候、無非相控罷在候義ニ御座候、附而ハ甚以奉恐入候へ共、去々年七月廿九日等奉言上候外、當時心附候趣共荒増之趣別紙ニ奉申上候

辛酉

七月朔日 成瀬主税判

御手当方之義ニ付心付候趣乍恐奉言上候

一、近年諸国之様子江戸表之風評杯承候処、次第ニ西洋諸変之術中ニ陥り、此比ニ至り候而ハ漸日本同士討之勢ニ押移り候様相見へ申候、元来日本ニ内乱を為起候而其虚ニ乘し物国併吞可仕義諸変之奥意相望居、何とそ公儀ニ叛き候者有之、重墨利加等へ御加勢被仰付候様ニ相望居候と被察候、今度宿寺へ切込候浪人之御僉儀嚴重可被仰付様兵威を以成シ懸候も、全右之下

心と相見へ申候、此通ニ而ハ不違、日本惣国動乱ニ及へき勢ニ実ニ薄氷を踏ミ危トハ当今之御時節柄をや可申歟と昼夜恐入罷在候、然共御領国広大ニして御家中侍を初農商数十万人罷在、諸物満足之御国柄ニ候へハ、假令日本六十三分国共瓦解仕候へ共、三州之惣力を以御独立被為遊候義ハ申迄もなき義与奉存候、就而ハ御領國中御手配方之義、只今之内得与御実備之処、御僉儀有御座度義与奉存候

一、右之通御独立ハ可被為遊義ニハ候へ共、猶更御敵配御味方配之義、予而御討儀有御座度義与奉存候

一、右ニ付而ハ諸国之様子、予而問者を以能々被為聞探、時々様子相知レ居不申而ハ成不申義ニ候、只今も心得之有ル国々ハ定而問者出居可申与被察申候

一、当春よりも林源太郎手合ハ毎度他国者送り出し候様子ニ付承候へ者

山城 河内 尾張 下総 美濃

信濃 越前 越後 丹波 因幡

美作 安芸 長門 紀伊 阿波

肥前 ノ十六ヶ国

右国之者共送出し候由、此内尤妻子引連入込居候者も候故、先ツハ一通り稼方之為ニハ可有御座候へ共、中ニハ間者も入交居不申哉与疑敷奉存候、又金沢医師之内へ他国者内弟子等ニ入込居候者も有之候様子、是等之内一万間者有之候者御家中家内へも立入委敷様子聞探行候事故、不容易義与奉存候

一、御家中諸士之様子見聞仕候、藩稽古所出座人も薄き様子ニ承候、中ニ者怠惰至極之者も有之候様子ニ候、急変之義有之候者所謂濡手ニ粟をつかむの形勢ニ可相成与奉存候、何とか御僉儀有之候而一統士氣引立候様ニと奉存候、江戸表之様子粗承候処、金沢ニ而ハ江戸ニ而之出張之様ニハ參候間敷与被為申候、且公辺よりハ兎角御丁寧を被為尽候御様子ニ而、御家人之内御出入被致候仁ハ殊之外丁寧成もの之由ニ候、且諸家様御家中并江戸町中之者、扱又京大坂杯ニ而も、御国ハ予而御手当方も御手厚ニ而御家中武器も十分嗜居候様子褒メそやし候様子ニ候、一ツハ是ニ參り候而加様怠惰

二流れ候哉も被為申候

一、御隣国急変之節、御手配方之義も古来より予而御取極被為置候御様子ニ承候へ共、余り御隠密而已ニ相成居候而ハ常々夫々僉儀方も不行届無詮義ニ可相成哉ニ奉存候、元来御軍装向御隠密之儀ハ御治世之事ニ候故、公刃へ御氣遣与、未全ク御成就ニ不相成与之故かと奉恐察候、左すれハ只今ニ而ハ少卜御時節柄も替り居可申歟、併シ玉葉員数等之何時迄も御隠密ニ無之而不叶品も可有御座奉愚考候、猶如何可有御座哉

一、御軍装方之義、夫々役々へ委細被仰渡置候御様子ニ候へハ、何時ニ而も出張可被任義ニ可有御座候へ共、当時之形勢ニ而ハ人毎ニ家来ハ不足、人夫ハ不渡ラ、諸事混雑而已ニ而、急ニハ出張難叶与奉存候、御家中武器之義ハ近年追々出来候様子ニ而今程ハ大抵七、八分ハ調居可申歟ニ候へ共、人数之義ハ甚不足可仕、武器者自分力ニ而如何様共調可申候へ共、人数ハ何レ何とか御仕法不相立而ハ一統難持義かと奉存候

一、調練之義ハ近年御通立ニ而組々毎度仕居候へ共、兎角实用ニ叶候僉儀薄き様ニ見え申候、此姿ニ而ハ出張之内習ニハ余り相成不申哉与奉存候、成丈ケ实用近く相成候様仕度義ニ御座候、セめて六具着用調練之義なり共、御家中一統追々被仰付候様ニと奉存候、左候者又士氣御引立之一端ニも相成可申哉

一、右之通实用之僉鑿薄ク相成候ハ、役義勤罷在候者之内、兵学相嗜候者不多故歟与奉存候、何とぞ此義御僉儀有之候而、御家中兵学稽古方御引立有之候者可宜奉存候、甚敷ニ至り而ハ御手当方調練杯之義ハ嫌候人有之候、甚將某茶事香道杯と違、此義好嫌と申義ハ、侍ニハ可有義ニ而ハ無御座、元来兵学を一種之芸ニ心得候義ニ而ハ有御座間敷、身分ニハより浅深ハ御座候共、於士ハ不存而不叶義かと奉存候

一、当時長沼流・楠流或ハ山鹿流・越後流杯と種々流義を唱、手組制法等勝手次第ニ相定候、調練有之候様子ニ候、是ハ如何敷義ニ奉存候へ共、誰彼何も不申出、只詠居候迄ニ候、元来御軍法ハ予而被仰出を以手組制法等ハ御家中一様ニ無之而ハ難調義、しかし平生ハ御隠密ニ被成置候義故、名目ハ

甲州流兵学と唱候而有沢家之兵法即御軍法ニ而可有御座与推察罷在候、此通候ハ、右様調練ニ外流名を唱候義ハ偏ニ不相当義与奉存候、左候而又人々之好も御座候事故、他流兵法ハ相学候共、御軍法ニ不障義ハ取用候而も御支ハ無御座義歟ニ奉存候

一、大砲之義当時ニ而ハ何レ無て不叶兵器ニ見え申候処、當時も矢張理不尽西洋法ニ習、劔附筒杯追々御出来之様承候へ共、大砲共ニ弥御用ヒ共、又御用ヒ無之共、不相定候義故、人々稽古方も所謂何拍子ニ而加様之形勢ニ而ハ实用ニ用ヒ利を得候義如何敷奉存候、先達も申上候通大砲ハ小川流を初荻野流等をも御僉儀有之、小筒も同様一統御僉儀有之候而、長所之有之物ハ御用ヒニ相成候而宜義、何レ只今之様古流大小砲与西洋流大小砲と同様之兵器を、根本支配違ニ被仰付置候而ハ、自然与御僉儀方も相成不申、其上兎角古流よりハ西洋流を非ニ見、西洋流よりハ古流を非ニ見候而互ニそねミ合候風義盛之様見え申候故、異変之節損害之程難斗御座候、依而一手合ニ御僉儀被仰付候者、御入費も余程相減可申、左候而西洋流ハ日本流ニ引付御用ヒニ相成候ハ、御用立可申与奉存候

一、刀劍之義ハ日本第一之兵器ニ候処、古刀ハ年々少く相成、当時之他国新刀ハ殊之外鈍き様子ニ候処、幸ニして御国ニハ利刀を鍛候者不少御座候、併シ此俣ニ而ハ次第ニ他国同様ニ相成可申歟と奉存候、何卒刀鍛冶共江小々宛成共、御取扱等被仰付細工方御引立ニ相成候ハ、実ニ末代之為ニ可相成義与奉存候

右未熟之義共長々敷奉申上候義奉入恐入候へ共、実以当時之形勢御領国之義甚懸念至極奉存候故奉言上候、猶申上度委細之義共(トク)も御座候へ共、遮而奉申上候義甚奉恐入相控罷在候
右謹而奉言上候、以上

辛酉

七月朔日

成瀬主税判

(朱筆)「右村田徳三郎を以上ル」

魚津等相替義無御座候

一、当月初比蒸暑ニ而氣候不宜、若稻ニ虫付も出来不申哉之旨尋遣候処、魚津近在之様子承合候得共、右様之ケ所も無御座豊作之躰ニ相聞得候旨申越候
 一、今度英人御領海側量⁽²⁾之義ニ付、心付候趣三段ニ相分ケ乍恐左ニ奉申上候
 一、第一段 海中之義ハ限りも有之候へ共、陸地側量ニ至り候而ハ古城跡等要用之地共ハ罷越度申聞候而も、何レ申分⁽³⁾之通り致置候へハ、内至御米藏内役屋敷侍屋敷等へ立入度与申聞候共、指留候義も出来不申義ニ而可有御座、加様ニ海陸共存分側量仕所、所米穀員数等士農住居之様子迄も見すかし行候而ハ実以不容易義ニ而、重而軍艦指向及戰爭候節、敵ハ十分地理之様子承知仕居候故、味方之防禦甚難義与奉存候、偏ニ蛮夷へ御領国御渡同様之勢御座候、依而公辺へ早速御使を被為立側量御断リニ相成、右船渡来之節、右公辺へ御断之義申入、御領海陸共側量堅御断ニ相成候様奉存候、其上押而側量仕候ハ、海上之義ハ只今之処、船軍御手配之義も無御座候ハ、強而致方も無御座候へ共、陸上之義ハ予而御手当人数出張罷在上陸指留申度、左候へハ不斗兵端を開候場へも至り可申哉ニ候間、予而御定通り年寄中等夫々持場へ嚴重出張無之而ハ不叶義ニ御座候、併シ此義ハ久敷御治世ニ候へハ表向広ク僉儀方被仰出候共、急ニ調申間敷、乍恐思召御決定被為在候者急速用意出張可仕様被仰出候へハ、当時之処、御国古来之人氣も有之、未々迄も御引立さへ有之候へハ、急度鋭氣引立可申候間、人数兵器も不足候ニ而急速相調可申与奉存候、左候而此後第一御家中士氣引立奢侈も相止弥御治国之基与奉存候

右ハ第一於公辺も無御扱御聞届之様相見え、尤日本國中諸候方を初、誰不厭者ハ無之義ニ候へハ、於御国加様異人御打払之趣を御開、只今之内御領国惣様御手当方御人数配実用之処、一統僉儀不被仰付而ハ難相成候、江戸表聞番聞取書ニも所ニより不目立様ニ御人数手配方与申義承合候処、夫ハ御手厚之儀与芝田貞太郎殿被申聞候由ニ御座候、左すれハ今度ハ好キ御機会ニ候間、万一異人乱妨之程も難斗旨を以御領國中へ年寄中初御手当方出張被仰付置候て、扱今度之一事相済候以後、右ニ引続き御手当

实用之処、急速取頼御僉儀有之候ハ、随分相調可申与奉存候、今般右御沙汰無御座而ハ弥御家中士氣挫ケ切、弥急優ニ相成、畢竟異変之節御用意薄ク可相成与奉恐入候

一、第三段ハ、右二段之内ニ相成不申時ハ、蛮夷ハ十分地理・人氣を見すかし御家中を初下々迄人氣相屈し可申与奉恐入候

一、乍恐筑前守様御事も今度御国許へハ、初而異人罷出候間無御心許御旨を以御暇御願捨ニ而急速御帰国被為在候共、宜御時節歟と奉存候、当時ニ而ハ

右様之義有之共、公辺より彼是ハ被仰出候様之義ハ無之与被奉存候

一、右船今比ハ九州筋ニも罷在可申哉、一向外々ニ而之様子不相知候而ハ、難成義与奉存候、御隣国ハ勿論、尾張伊勢辺又ハ若狭丹後筋へハ急速聞合方として足輕等被遣候様奉存候、右ハ御領海渡来後ニ而も外々之様子相知候者宜義与奉存候

右遮而奉申上候義奉恐入候へ共、謹而奉言上候、以上

辛酉

七月廿日 成瀬主税判

(朱筆)「以丹羽鶴吉上ル」

一、三御郡盜賊改方為御用西九月六日魚津罷立、同十月五日右御用相仕廻

罷帰申候、所々見聞之趣左ニ申上候

一、礪波郡御郡内相廻候得共、相替儀相聞得不申候

一、井波城端絹出来方之儀承合候処、絹糸高直にて絹出来方并諸方へ引方薄ク不潤色ニ相成候躰ニ相聞得申候

一、福光村福野村ニ而布出来方之儀承合候処、近年麻出来方悪敷躰ニ而苧高直

二付潤色ニ不相成躰ニ相聞得申候

一、五ヶ山主附十村大瀧村与左衛門手代呼出、彼之筋之様子等承合候処、流刑

人等相替儀無御座躰承合申候

一、射水御郡内相廻候得共、相替儀相聞得不申候

一、姿村止宿之砌、灘浦筋暨能州御境目等之様子承合候得共、相替儀相聞得不

申候

一、新川御郡内相廻候得共、相替儀相聞得不申候

一、所々浦方船手之様子承合候処、異国船者不及申、賊船等入込候様之儀見聞仕候儀無之旨申聞候

一、今度英国船側量之儀申渡有之、其節組下之者共人氣騒立候様之儀見聞無之哉所々二而十村手代共手前相尋申候得共、右様無之旨申聞候

一、新庄新町止宿之砌、嶋組并太田組十村手代呼出、富山御領境暨飛州御境目等之様子相尋候得共、相替儀無御座候

一、泊町二而越後筋等之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候

一、三御郡当作之様子承合候処、上作之躰相聞得申候

一、山入畑作之様子承合候処、是又同様之躰相聞得申候

一、諸浦猟業之様子承合候処、不猟之躰相聞得申候

一、御郡内諸奉行人并十村共等勤方善悪之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候、且又御郡内之者共衆二越忠孝ヲ尽シ候者茂聞得兼申候

一、礪波郡福光村二而相糺候賊等不届聞得之者共、其節口書取立御達申上候通二御座候、猶又向寄二罷在候陰聞藤内共呼立、賊等承調理方之儀

急度申渡候、尤御縮方之儀前々之通十村手代并村役人等へ嚴重申渡置候、以上

西

十月六日

櫻井彦太郎判

成瀬主税様

辛酉

秋廻二罷出候与力

十月十九日 櫻井彦太郎調理書

成

魚

一、越中筋盜賊改方為御用与力櫻井彦太郎義同心横目萩野茂右衛門等召連、九月六日魚津罷立、三御郡夫々相廻、十月五日罷帰申候二付、所々見聞之趣

別紙調理書一通指出候二付其俣奉入御覽候

一、三御郡当出作之様子承合候処、何方も上作二而當時苟入方相仕廻悦罷在候躰、

且大豆小豆共相応之作躰二承受申候旨、将又諸浦不猟二御座候へ共、米直段下直二而穩之躰二相聞得申候段萩野茂右衛門より申越候

右謹

辛酉

十月十九日

成瀬主税判

別紙言上之一封指出候条、以御序御上可被下候、以上

(朱筆)「表書之通今度到来則上之申候、以上」

西

十月十九日

成——判

(朱筆)「十一月二日」「高田久兵衛判」

御近習頭中様

(朱筆)「右持參、於越後邸執筆稲垣一平を以御用番へ相達ス」

新川御郡内御本役為御用吉岡重太郎同道仕、当二日魚津罷立、辻ヶ堂村の

太田組之内富山御領境西ノ番詰相廻、同四日罷帰、所々承合之趣左二奉申

上候

一、当年作毛出来之様子承合候処、何茂上作仕過分之米取揚候躰二承合申候、且又大豆小豆粟稗等畑物類相応二取揚候へ共、小豆ハ少々取揚方不足仕候

躰二候へ共、去年与ハ宜躰二而百姓中相悦罷在、當時ハ御収納方最中二承合申候、将又麦・菜種蒔下シ方承合候処、荒増相仕廻候躰二見聞仕候

一、相廻候内所々火賊等指懸相變儀承不申御靜謐之躰、且又流浪躰紛數者も見聞不仕候、猶更御縮方之義在々役義共江申談置候

右奉言上候、以上

西
十月四日
立花閑太夫判

新川御郡内御本役為御用原広之助同道仕、酉十月二日魚津罷立、上条組柳寺村の高野組之内常願寺川筋宮路岩崎寺村高原野下段筋相廻、同月五日帰着仕、所々承合之趣左ニ奉申上候

一、当作毛出来之様子承合候処、一統豊作仕、大豆小豆等畑物類ニ至迄相応之作仕候躰ニ而頃日稲蒔入方相仕廻候躰見聞仕候

一、相廻り候所々指懸り相替義見聞不仕御静謐之躰ニ承合申候、且紛敷流浪者等見当不仕、猶又火賊等御縮方之義在々役人共江嚴重申談置候

右奉言上候、以上

西
十月五日
立花源吾

新川御郡内御本役為御用永田丈之助同道仕、当六日魚津罷立、西加積組・中加積組北野村の早月谷黒川谷相廻、同八日罷歸、所々承合之趣左ニ奉申上候

一、当年作毛出来之様子承合候処、何茂豊作仕、年振の過分之米取揚候躰ニ而百姓中相悦罷在、皆ハ御收納方ニ取懸候躰ニ承合申候、且又大豆小豆等畑物類在方ハ相応ニ取揚候へ共、山懸り之ヶ所ハ大豆等取揚方少々不足仕候躰ニ候へ共、去年のハ宜躰ニ承合申候、將又麦・菜種蒔仕廻、生立方宜躰ニ見聞仕候

一、相廻候内流浪躰紛敷者も見聞不仕、且又火賊等指懸相變儀承不申、何茂御静謐之躰ニ承合申候、猶更御縮方之義宿在役人共江へ嚴重申談置候
右奉言上候

西
十月八日
立花閑太夫判

新川御郡御本役方為御用林茂久丞同道、当月六日魚津出足、下条組市ノ江村の小出之郷弓庄組之内大岩谷并白岩谷筋上市村迄相廻、同月九日罷歸申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候村々指掛り相替義無御座御静謐ニ御座候、当作晚稻之分迄茂乾入等相濟、麦・菜種蒔込相仕舞申候、出作之様子承合候処、早稲晚稻共実法宜而三年以來無御座豊作之由ニ而一統相悦罷在申候、尤山方之義も同様ニ而雜穀物ニ至り候迄相応ニ取揚申由ニ而惣而人氣穩ニ見聞仕候、且秋縮判形八月中旬の追々取立申由ニ御座候

一、相廻候内流浪躰等見当り不申候、尚御縮方之義嚴重役人共江申談置候
右奉言上候、以上

西
十月十日
今井采吉判

新川御郡内御本役為御用木村亀太郎同道仕、当日魚津罷立、下布施組三日市村の大布施組大三位組五ヶ庄組三位組之内境迄相廻、同十三日罷歸、所々承合之趣左ニ奉申上候

一、当年作毛出来之様子承合候処、何茂豊作仕、比日ハ追々御收納方ニ取懸り候躰ニ而百姓中相悦候由承合申候、且又大豆小豆等畑物類ハ何茂相応ニ取揚候躰ニ候へ共、其内大豆ハ所ニ寄見込迄ハ少々不足仕候ヶ所も御座候由ニ候へ共、去年よりハ宜躰ニ承合申候、將又此節麦・菜種蒔増蒔仕廻候躰ニ見聞仕候

一、相廻候内火賊等指懸相變儀承不申、流浪躰紛敷者も見聞不仕、且又境御閑所并大平村暨越後筋相變儀承不申、何茂御静謐之躰ニ承合申候、猶更宿在役人共江御縮方之義嚴重被申談置候
右奉言上候、以上

西
十月十三日
立花閑太夫判

新川御郡御本役方為御用加藤新太郎同道、当月十日魚津出足、東加積組住吉村の角川谷筋上布施組之内片貝谷并布施谷筋山田村迄廻、同月十二日罷歸申候、承合之趣左ニ奉申上候

一、相廻候在々指懸り相替儀無御座御静謐御座候、当作一円乾入相濟、麦・菜種蒔込義相仕廻申候、出作之様子聞繕候処、春以来潤気殊之外宜敷御座候故無甲乙豊作之由暨雜穀物ニ至り候迄茂不熟与申品無御座旨在々ニおゐて申聞、山方之義も置物相応ニ取揚、近年覚不申豊作之旨ニ而何茂相悦罷在候而人氣穩ニ見聞仕候、尤秋縮判形八且中旬迄追々取立申由御座候

一、相廻候内流浪者躰等疑敷者見当不申候、尚御縮方之義嚴重役人共江申談置候

右奉言上候、以上

西

十月十三日

今井采吉判

辛酉

新川郡内本役廻ニ罷出候

十月廿九日 同心小頭等調理書六通

成瀬主税

魚津等相変儀無御座候

一、新川郡内為本役御縮方同心小頭同心横目之内平同心一人宛同道仕、六手合ニ相別レ、十月二日より同月十三日迄之内追々相廻候而見聞之趣別紙六通指越申候、文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、魚津八幡社之義ニ付神主共寺社所へ願之趣等有之候由ニ而、先日金沢より神主触頭之者魚津へ参り候由ニ御座候、右ニ付、指当り何等魚津町騒々敷義も無之様ニ与力等申越候、猶更委細之様子相知候へハ以御執次可申上与奉存候

右——以上

辛酉

十月廿九日

成瀬主税判

別紙言上之一封指出候条、以御序御上可被下候、以上

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

辛酉

十月廿九日

成瀬主税判

(朱筆)「十一月十三日」「庄田吟右衛門判」

御近習頭中様

(朱筆)「右越後邸へ持参、以稲垣一平御用番へ相達ス」

三御郡盜賊改方為御用酉十一月三日魚津罷立、同十二月三日右御用相仕

廻罷歸申候、所々見聞之趣左ニ申上候

一、礪波御郡内相廻候得共、相替儀相聞得不申候

一、城端并井波ニおゐて絹出来方等之様子承合候処、春以来糸直段高直ニ而引合不申故、絹出来方相見合罷在候処、秋比少々下直ニ相成候得共、潤色

二成申程之場へハ至不申躰ニ相聞得申候

一、福光村ニ而布出来方等之様子承合候処、布出来方随分宜敷引ケ方も有之潤色ニ相成申躰ニ相聞得申候

一、利賀谷組并赤尾谷組主附十村手代呼出、五ヶ山筋之様子相尋候処、相替義無御座旨申聞候

無御座旨申聞候

一、射水御郡内相廻候へ共、相替儀相聞得不申候

一、氷見止宿之砌、灘浦筋暨能州御境目之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候

一、新川御郡内相廻候得共、相替儀相聞得不申候

一、町新庄村止宿之砌、富山表之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候、且又

太田組并組十村手代共呼出、富山御領境暨飛州御境目猪ノ谷筋之様子相尋候得共、相替儀無御座旨申聞候

候得共、相替儀無御座旨申聞候

候得共、相替儀無御座旨申聞候

候得共、相替儀無御座旨申聞候

候得共、相替儀無御座旨申聞候

一、当月六日新川郡日俣村百姓与次兵衛家より出火、同村百姓清左衛門方類焼并同郡平榎村百姓善次郎家同月九日出火類失之趣及断候二付、右人々町新庄村止宿所江呼出、相尋候処、人馬異変之義無之、尤与次兵衛・善次郎義取灰より出火いたし候儀二而、付火躰疑敷義無御座旨申聞候二付、以来之義申渡無貪着相返申候

一、泊町止宿之砌、境御関所暨越後筋之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候

一、宿在共紛敷流浪者等入込悪事いたし候様之義相聞得不申候

一、三御郡当作之様子承合候処、上作之由相聞得申候、将又山入畑作之様子承合候処、是亦上作二候得共、小豆者少不宜躰二相聞得申候

一、諸浦猟業之様子承合候処、諸浦共鯛者相応二取レ候得共、雑魚者一向取レ不申躰二相聞得申候

一、御郡内諸奉行入并年寄共等勤方善悪之様子承合候得共、相替儀相聞得不申候

一、相廻候宿在并諸浦共、人氣相和シ御静謐ニ御座候、将亦向寄ニ罷在候陰聞藤内共呼出、賊等承しらへ方之儀急度申渡候、尤御縮方之儀前々之通十村手代并村役人江嚴重申渡置候、以上

西
十二月三日
荒尾作左衛門判
成瀬主税様

辛酉 冬廻ニ罷出候与力
十二月十九日 荒尾作左衛門調理書
成

魚

一、越中筋盜賊改方為御用与力荒尾作左衛門義同心横目加人立花閑太夫等召連、十一月三日魚津罷立、三御郡夫々相廻、十二月三日罷歸申候二付、所々見

聞之趣別紙調理書一通指出候二付、其俣奉入御覽候
右謹而奉言上候、以上

辛酉
十二月十九日
成瀬主税判

別紙言上之壹封指出候条、以御序御上可被下候、以上

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」
西
十二月十九日
成瀬主税判

(朱筆)「十二月廿九日」「庄田吟右衛門判」
御近習頭中様

(朱筆)「越後邸へ持参、以松島栄太郎達ス」

富山様御家中初御領國中上銀被仰渡候躰相聞得候二付、承合之趣左ニ奉申上候

一、御家中御知行百石二付十五匁宛之割合を以上方被仰渡候躰
一、御城下并西岩瀬四方八尾へハ貧福二不拘軒別八匁宛上方被仰渡候躰

一、御郡方百姓共へ軒別二匁五分宛上方被仰渡候躰
一、御高方へ草高百石二付二十一匁三分四厘宛之割合を以被仰渡候躰

右之通当年より三ヶ年之間上方被仰渡御家中初一統御請仕候躰ニ承合申候
一、右上方被仰渡候御趣意承合候へ共、慥成聞得兼、併種々風評ニ西ノ御丸御

焼失御造営二付御上被為遊候躰ニ承合申候
右之趣当正月廿六日被仰渡、当年分者当月中ニ上納可仕旨被仰渡候躰ニ而承合申候

一、富山様御家中、当月十一日扱人御答方等被仰付候躰相聞得候二付、夫々承合之趣左ニ奉申上候
野村平内殿

但御用部屋并奥御用所役之所、御用人江御引下之上指控

不破覚右衛門殿

但知行二百石二而頭並之所、五十石減知御馬廻組末列へ御引下之上閉門

不破織馬殿

但頭役指除、定番御馬廻組末列へ御引下之上指控

篠川藤衛殿

但頭役指除、新番御歩江御引下之上指控

加藤沙殿(マ)

但御裏奉行指除、元組末列へ御引下之上指控

篠田平吾殿(五)

右同断

岡本十藏殿

但御用人支配之所、新番組へ御引下指控

生田太郎八殿

右同断

永井直馬殿

但追而御沙汰御座候由

竹川吉郎殿(武)

但役儀指除、御先手廻江御引下之上指控

田辺糸之助殿

但慥被為置候様追而被仰出候

嶋田欣左衛門殿

但御先手廻役之所、新番組へ御引下之上指控

中川善次郎

但御休息御横目役之所、御先手足輕御引下之上指控

福沢喜右衛門

但御勘定所小算用役之所、御先手足輕へ御引下之上指控

清水源二

但新番組御歩役之所、御歩組へ御引下之上指控

松田藤吾

但稠松様御次詰役之所、御歩組へ御引下之上指控

山川安右衛門

但御組外御番役之所、新番組末列へ御引下之上指控

大房十兵衛

但新番組上列之所、末列へ御引下之上指控

羽輪宗吾殿

但御裏奉行役之所、役義御免、御番へ御引下ケ

池田宗右衛門殿

但右同断

若年寄女

磯江殿

但永之御暇

知月院様籍女

はま殿(浜)

但右同断

右之通当月十一日御書立を以被仰渡候躰、且右御答方等被仰付候御趣意承合候得共、慥成義ハ聞得兼申候、但御城下ニおゐて風評ニハ先年長門守様(前田利保)御逝去後御手廻之御道具等夫々拝領被仰付置候処、前頭之人々御逝去前々何歟御取捌方不宜義御座候躰ニ而右様御答方等被仰付候躰ニ相聞得申候

一、右之外御家中等指当相變儀承不申候

一、右聞合之趣虚実過当之義も御座候ハ、乍恐御引捨被為成下候様奉願候

右奉言上候、以上

戊(天文)年

二月

立花閑太夫判

壬戌

富山御家中之

三月四日 様子承合候一件

成瀬主税

魚——

一、富山御家中上金并御咎人之様子承合、同心横目立花閑太夫より申越候、別紙之通文筆等見苦敷奉恐入候へ共、其俣奉入御覽候

一、米価等追々引下り越中筋御郡方御静謐ニ御座候旨、且浦^{方ニモ}獵業之義当春ハ鱒獵相応御座候而、小前之者共悦罷在候段、此比御郡廻ニ罷出罷在候加人^{金沢へ}与力齋木森太郎義廻中より出府申聞候

右謹而奉言上候、以上

壬戌

三月四日 成瀬主税判

別紙言上之一封指出候間、以御序御上可被下候、以上

(朱筆)「表書之通今日到来則上之申候、以上」

戌

三月四日 成瀬主税判

(朱筆)「三月十四日」「高田久兵衛判」

御近習頭中様

(朱筆)「越後邸へ持参、以松島采太郎御用番へ相達ス」

越中筋盜賊改方為御用戌二月廿二日魚津罷立、同三月廿二日右御用相仕

廻罷帰申候

一、射水郡敷田村ニ止宿仕、灘浦筋暨能州境之様子承合候処、相替儀無御座候

一、礪波郡城端止宿仕、同所絹出来之様子承合候処、当春以来絹糸少々下直ニ相成、絹引口義相応御座候而潤色ニ相成候由承申候、且又井波ニ而茂絹出

来之様子承合候処、是又同様之趣ニ御座候

一、城端ニ而五ヶ山両組主附大瀧村与左衛門手代呼立、流刑人之様子承合候処、相替義無御座候

一、礪波郡法林寺村源兵衛七かれ源藏等手遊仕候旨陰聞藤内福光村孫七及注進候ニ付、城端ニ而一件相糺候処、不届申頭候ニ付、口書取立御達申候通ニ御座候

一、新川郡町新庄村ニ止宿仕、富山表暨飛州御境目之様子承合候処、相替儀無御座候、且又新庄近在先年水損仕候ヶ所、当時大数五、六歩斗も御田地ニ相成候之由承申候

一、同郡泊町ニ止宿仕、境御関所暨越後筋之様子承合候処、相替義無御座候

一、同郡明日村徳左衛門弟徳助等手遊仕候旨陰聞藤内道下村喜兵衛及注進候ニ付、泊町ニ而一件相糺候処、不届申頭候ニ付、口書取立御達申上候通ニ御座候

一、新川筋相廻候内当月十六日暁天之大風ニ而所々家吹潰候旨承候ニ付、相廻候向寄手合同心石川良之助等へ為承合候処、左之人々家吹潰候得共、人馬異変無御座候

新川郡浦山村百姓

仁平次

同郡舟見村頭振

伊之助

同村頭振

五郎三郎

同郡栃屋村百姓

次郎右衛門

同村百姓

伝吉

同村百姓

与三次郎

同村頭振

太次郎

一、三御郡共麦・菜種之様子承合候処、相応ニ生立候躰ニ承申候

一、浦方獵業之様子承合候処、春以来不獵ニ御座候得共、当二月下旬比何方も
鯛少々宛取揚候由承申候

一、相廻候所々ニ而紛敷浪人等入込不申哉、且又浦方并湊ニ而異国船之風評無
之哉承合候へ共、右様之義相聞得不申候

一、相廻候所々ニ而諸役人風俗方暨洩物等之様子承合候処、相替義無御座候

一、三御郡共止宿所役人并向寄ニ罷在候十村手代呼立、諸事御縮方嚴重相心得
候様申渡置候、将又陰聞藤内共賊等無油断聞出候様申渡置候

右之外相廻候所々相替義無御座、当時米価下直ニ而何茂人氣穩ニ御座候、
以上

戌

三月廿二日

齋木森太郎判

成瀬主税様

魚津等——

一、越中筋盜賊改方為御用与力齋木森太郎義同心横目石川良之助等召連、当二
月廿二日魚津罷立、三御郡夫々相廻、三月廿六日罷歸申候二付、所々見聞
之趣別紙調理書一通指出候二付、其俣奉入御覽候

一、右調理書中法林寺村源藏等明日村徳助等手遊一件、梵村役人へ預ニ申付、
右口書指越候処、前段替り候義も無御座ニ付、其後夫々指宥申候

一、三御郡共麦・菜種相応ニ生立居、当時之処、随分見成宜御座候由、且米直
段之義も大躰六十五、六銅位ニ付、小前之者共取統方格別宜躰ニ而殊之外
人氣穩ニ見聞仕候段右石川良之助ニ申越候

一、百五十七石二斗余

新川郡

嶋組

一、百四十一石二斗余

同

太田組

一、三十四石九斗余

同

高野組

一、一石六斗余

同

上条組

右近年水損變地之組々夫食御貸米被仰付、組々之者相悦罷在申候^由配^旨当方之義
ハ東水橋御蔵ニ而御米代粗を以渡シ方相濟候由、同心小頭今井采吉義新川筋出
役候節承請候段申越候

右謹——以上

壬戌

四月十九日

成瀬主税判

壬戌

春廻ニ罷出候与力

四月十九日

齋木森太郎調理書

成瀬主税

(朱筆)「右以篠島平左衛門上ル」

魚津等——

一、魚津町一統へ家名木札町奉行より相渡、軒別入口ニ打付申候、右為祝当廿
一日廿二日町方一統休日仕候段、同心横目共より申越候

右謹——

壬戌

四月廿六日

成瀬主税判

別紙言上之壹封役引中ニ付、為持指出候間、以御序御上可被下候、以上

(朱筆)「表書之通致承知則指上申候、以上」

戌

四月廿六日

成瀬主税判

(朱筆)「四月廿六日」「笠間小源太判」
御近習頭中様

魚——

一、魚津御馬廻武政之助義、組外ニ被加候ニ付、当五日魚津発足、金沢へ引越候様子承請候段同心横目共々申越候

一、今度薩州家より公達嶋津和泉殿上京之義ニ付、種々風評も御座候内、金沢町人浅野屋佐平与申者、当三月比々上京罷在、四月廿六日発足罷歸り候

右之者二様子承候処、薩州公より之御直奏ハ不容易義ニ而、悉皆武家伝奏等ハ指置、議奏方等を以御奏達有之、即禁庭より和泉殿へ御用被仰付候由

二而、永く京都ニ以逗留有之候由等申聞候、右見聞委細之趣ハ、(金沢町奉行)当町奉行へ達候由ニ候間、園田一兵衛等々申上候与奉存候、今度之義、右首尾合ニ

付、惣様武家方之手筋へ付候旨承合候共、何等相訳り不申、佐平ハ公卿衆手筋へ付承候故、右等聞得申候由、其後改方御横目方よりも為聞合上京之

様子ニ候、右ハ何レ之手合へ付着合候事か不存候へ共、若所司代并両町奉行等之手筋へ付、承合参り候ハ、佐平之承合候与ハ大ニ相違可仕与申聞

罷在候

一、芸州公よりハ四月廿七日御嫡男上京被成候由ニ候、其外西国方御大名方所(毛利慶親)所より御人数出居候由ニ候、今度之義、道理之真中を被申立候事故、京都

市中之者ハ薩州公を神の如く難有かり居、所司代を初公辺御役人ハ有レ共無か如きの形勢ニ而実ニ今度之義ハ公辺を相手ニ決心を仕候而之仕方、第

一嶋津和泉殿ハ自分様玉に拘り候覚悟ニ而上京有之候義与被察候段佐平申聞候、就而ハ此末天下之形勢如何可相成も又々可有御座哉、何とぞ只今之

内御領国御手当方御実備之処得与御僉儀有之、何時如何様之大変出来候共、町人百姓動揺不仕様有御座度義与乍恐奉存候、加様之義遮而奉申上候義、

甚奉恐入候へ共、今度心付候ニ付奉申上候
右謹而奉言上候、以上

壬戌

五月十日 成瀬主税判

別紙言上之一封、役引中ニ付、為持指出候、以御序御上可被下候、以上
戌

五月十日 成瀬主税

御近習頭中様

切封シニテ

成瀬主税殿 高田久兵衛

別紙言上之壹封、御役引中ニ付、為持御指出則上之申候、以上

五月十日

〔裏表紙〕

(朱筆)

『四十三枚折廿壹枚半』

付記 まず史料翻刻の掲載に御快諾いただいた金沢市立玉川図書館近世史料館の関係者の方々に謝意を表します。また安政の大災害関係史料をとくに調査していただき、原稿にも目を通していただいた嶋本隆一、裏野哲行、高野靖彦の各氏にも改めて謝意を表します。